

自然休養村管理センター跡地（衝原湖付近）における休憩キャビン設計・施工業務 委託仕様書（案）

1 事業目的

六甲山系や丹生山系、そのほか多様で個性的な魅力ある山に囲まれた神戸において、令和5年度より、この神戸の財産ともいえる山々で「登山」を楽しんでいただく環境を向上し、市民や来街者の増加を目指す取り組みとして「神戸登山プロジェクト」を展開している。

このたび、神戸登山プロジェクトの取り組みとして、登山中に気軽に立ち寄ることのできる休憩スポットとして「休憩キャビン」を整備する。

休憩キャビンとは、ベンチやテーブル等といった従来の休憩機能に加えて、新たに照明等の設備機能を備えた山小屋風の見た目をした建物である。これまでの登山道になかった休憩スポットを整備することにより、登山の楽しみ方の幅を広げることや登山中の休憩時における快適性の向上に繋げることを目的とする。

2 業務内容

(1) 設計

企画提案書、委託契約書、本仕様書等に基づき、提案した休憩キャビンの設計業務を行う。

① 図面作成

施工に必要な各図面（配置図、平面図、立面図、設備図等）の作成を行う。

② 各種構造計算

建物の安全性、耐久性及び耐震性を確保するための各種構造計算を行う。

③ 許可申請等手続き

各種法令や条例に基づいて必要となる許可申請等の手続きを行う。

④ その他

①～③以外に必要な設計業務を行う。

(2) 施工

(1) で実施した設計内容に基づいて、休憩キャビンの施工を行う。

① 本体工事

建物本体の建築工事を行う。

② 付帯工事

建物に付帯する照明やトイレ、シャワー、手洗い場等の設備工事を行う。また、これらの設備を使用するために必要な電気や水道管の引き込み工事や公共下水道への接続工事等も併せて行う。

③ 屋外機能

提案内容に沿って屋外に配置するベンチ等の施工を行う。

④ 廃棄物の運搬・処分

施工時に発生した廃棄物について適正に運搬・処分を行う。

⑤ その他

①～④以外に必要な業務を行う。

(3) 打合せ

打合せ協議は、業務着手時、詳細設計完了時、現場施工着手時の計3回を基本とし、必要に応じて随時打合せ協議を行うこととする。

(4) 事業実績報告書作成

次の①～⑦に掲げる資料を事業実績報告書として作成し、電子データ（CAD・Word・Excel・PDF形式等、CD-RまたはDVD-R、1部）及び紙ファイル（図面類はA3サイズ、その他はA4サイズ、1部）として提出すること。体裁等については本市担当部署の指示によるものとする。

- ① 完成図（配置図、平面図、立面図、設備図等）
- ② 各種材料や設備機器等の品質を証明する書類
- ③ 完成写真（施工前、施工中、施工後）
- ④ 構造計算書
- ⑤ 各種許可申請等書類一式
- ⑥ 廃棄物関係書類一式
- ⑦ その他必要書類一式

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで
（予算繰越決議の上は令和6年5月31日まで）

4 履行場所

自然休養村管理センター跡地（衝原湖付近）※別紙「位置図」参照

5 仕様

下表に記載の内容を必須事項とし、記載の無い内容については基本的に任意事項とするが、本市担当部署と協議し、指示に従うこと。

項目	仕様・条件
棟数	・ 1棟または2棟いずれかとする。
主な材料	・ 木材を主要材料として用いること。ただし、部材同士の接合等に用いる必要最小限の金具類や後述のトイレ室及びシャワー室の内壁等は除く。 ・ 風雨等への耐候性を有し、かつ安全性の確保された10年以上の耐用年数を持つ材料を使用すること。 ・ 腐朽等の劣化への対策を十分に行うこと。
階数	・ 1階建てとすること。 ※2階建て以上やロフト等の設置は不可とする。
広さ	・ 登山客やサイクリスト等が同時に10人程度休憩できる広さを確保すること。
屋根	・ 必ず設けること。 ※出入口部等の庇については任意とする。 ・ 色彩について具体的な指定はしないが、自然と調和した落ち着いた色調とすること。
壁	・ 必ず設けること。 ・ 構造について、出入口となる面の一部は、防犯上の観点から扉を設けず、常時開放された形状とすること。 ・ 内壁及び外壁の色彩について具体的な指定はしないが、焦茶色等の自然と調和した落ち着いた色調とすること。
床	・ 休憩スペース及びトイレ室においては、常時土足使用を想定したものとし、脱衣所においては、靴を着脱するための土足部と裸足で歩ける部分に分けること。 ・ 床高は、雨が建物内にできるだけ入らないよう地盤面から一定の高

項目	仕様・条件
	<p>さを設けることとし、出入口についてはつまづかないよう擦り付け構造とすること。ただし、擦り付け勾配は5%以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水勾配を適切に設ける等、屋内に雨水が溜まらないような工夫を行うこと。
屋内の機能	<ul style="list-style-type: none"> 屋内は、休憩スペース、トイレ室、シャワー室、脱衣所の4部屋で構成することとし、それぞれ2基分の機能を有すること。 建物本体を2棟にする場合は、各棟に1部屋ずつ設置すること。 <p>(1) 休憩スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> 休憩スペースにはベンチ等の休憩施設を設けること。 ベンチ等の休憩施設は、原則、木材を用いることとし、固定式または自重等により容易に転倒や移動しない構造を基本とする。 LED照明（人感センサー式）を設置すること。 色調は暖色系を基本とする。 休憩時に十分な明るさが確保できるようにすること。 施設の使い方に関する案内標示を設置すること。 設置する案内標示は、風雨に強い耐候性のあるものとする。 下記項目を必須事項とし、必要に応じてピクトグラムを活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①ごみは利用者自身で持ち帰ること <ul style="list-style-type: none"> ※ごみ箱の設置は予定していないため ②施設はきれいに使うこと ③登山客やサイクリストが休憩目的に使う施設であること ④トイレットペーパーを持ち出さないこと ⑤節水・節電を心がけること ⑥他の利用者のことを考え、長時間の使用を避けること 紙媒体の広報資料（パンフレット等）を置ける機能を設けること。ただし、風雨に晒されない場所に配置することとする。 電源（コンセント、電圧100Vまで）を設けること。ただし、風雨にさらされない場所に配置すること。 <p>(2) トイレ室</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人用トイレ室を2基分設置すること。建物本体を2棟にする場合は、各棟に1部屋ずつ設置すること。 <ul style="list-style-type: none"> 洋式 <ul style="list-style-type: none"> ※温水洗浄便座（ウォッシュレット）や温暖便座（ウォームレット）の有無については任意とする。 手洗い場 内鍵付きの扉 LED照明（人感センサー式） 窓（内鍵付き、部分開放） 換気設備 清掃用具格納スペース <ul style="list-style-type: none"> ※備え付けまたは据え置きいずれか任意とする。 <p>(3) シャワー室</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人用シャワー室を2基分設置すること。建物本体を2棟にする場合は、各棟に1部屋ずつ設置すること。 換気及び防湿に配慮した施設とすること。 主な仕様は下記の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> 内鍵付きの扉

項目	仕様・条件
	<p>※脱衣所に隣接する壁面のうち1箇所のみ設置可能とし、脱衣所以外の部屋や屋外と通じるような配置は不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明（人感センサー式） ・室内上部に衣服やタオル等が置ける棚 ・換気設備 ・シャワー用給湯設備 <p>※給湯器はガスまたは電気のいずれか任意とする。</p>
	<p>(4) 脱衣所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱衣所をシャワー室に併設する形で2基分設置すること。建物本体を2棟にする場合は、各棟に1部屋ずつ設置すること。 ・シャワー室の手前に配置すること。 ・主な仕様は下記の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・内鍵付きの扉 <p>※脱衣所に隣接する1箇所とは別に、休憩スペースに隣接する壁面のうち1箇所のみ設置可能とし、トイレ室や屋外と通じるような配置は不可とする。</p> ・靴置き場 ・床は、靴を着脱するための土足部と、裸足で歩ける部分に分けること ・荷物置場 <p>※備え付けまたは据え置きいずれか任意とする。</p> ・窓（内鍵付き、部分開放） <p>※夏場に熱がこもることにより利用者が熱中症にかかる等の事象が発生しないよう、窓や換気設備を数箇所設ける等の工夫をすること。</p>
屋外の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の引き込みについては、近辺の電力会社と直接協議して引き込み工事を行うこと。 ・手洗い場を設けること。 ・サイクリストが休憩できるようサイクルラックを設けること。 ・その他、人工芝等、周辺住民も使用できる憩いの空間形成に資するものを設置すること。 ・ベンチ等を設置する場合は、固定式または自重等により容易に転倒や移動しない構造を基本とする。 (例) 人工芝、ウッドデッキ、ベンチ等

※木材を使用する場合は、「神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針」に基づき、可能な限り神戸市産木材及び兵庫県産木材の利用に努め、これら地域産材の利用が困難な場合は、原則として国産木材を利用するものとする。
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/shise/kekaku/kezaikankokyoku/mokuzai-riyou.html>)

※ベンチ等、座面としての利用が想定される部分については、「家具ーいす及びスツール強度と耐久性の試験方法（JISS1203:1998）」の「7.1 座面の静的強度試験～7.4 ひじ部の静的強度試験」の試験強度に耐えうる強度を有していること。

6 契約の種別・支払方法

契約の種別は総価契約による委託契約、支払いは一括払いとする。

7 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の3を契約書の提出まで

に納付する。ただし、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、神戸市契約規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除とする。

8 提出書類及び時期

- (1) 業務責任者通知書（契約後速やかに）
※変更時は、変更事由の発生後速やかに提出すること。
- (2) 実施計画書（契約後速やかに）
- (3) 作業従事者名簿（契約後速やかに）
- (4) 打合せ簿（打合せ後速やかに）
- (5) 週間工程表（翌週作業の前週までに）
- (6) 事業実績報告書（業務完了後かつ契約期間終了までに）

9 検査

履行完了の通知があった日を含めて 10 日以内に本市職員による立会検査を行う。

また、立会検査に必要な書類は、契約書一式（本仕様書含む）、見積書、事業実績報告書（本仕様書「2（4）事業実績報告書作成」参照）、各種提出書類（本仕様書「8 提出書類」参照）、その他関係書類等を基本とし、本市担当部署から指示があった場合は、必要に応じて書類の提出または掲示に協力すること。

なお、不備の指摘や指示を受けた場合、受託者は遅滞なく手直し等による対応を行い、再度検査を受けること。

10 担保期間

契約不適合責任の担保期間は、引渡し日から起算して 12 ヶ月とする。

11 その他留意点

- (1) 事業の進行にあたっては、本市と協議の上、進めること。
- (2) 受託者は、業務全体を統括する業務責任者を選任して本市と密に連携が取れるようにし、業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を構築すること。
- (3) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を本市担当部署に連絡し、指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (4) この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に本市の承認を得て再委託することができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項について、設計については神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書を、施工については神戸市土木工事共通仕様書を参考とし、疑義の生じた事項については、本市と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (6) 現場着手前には、近隣住民等に対して事前に周知及び説明を行い、円滑に施工が進むよう努めること。
- (7) 施工に際しては、「建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日建設省営監発第 13 号）」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 3 年 3 月）」、「建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）」等を参考とし、常に安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は本業務の契約条項を超えて拘束するものではない。
- (8) 設置箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施すこと。

- (9) 施工中以外には、第三者が立ち入らないようフェンスの扉を必ず施錠すること。
- (10) 建設工事に伴う「騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達）」や関連法令を遵守し、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁の問題が生じないように、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (11) 本市では、土木・造園・建築・設備の工事について週休二日を促進しているため、原則週休二日制で工事を実施すること。
- (12) やむを得ず、官公庁の休日に作業を行う必要が生じた場合、周辺住民の了承を得たうえで、事前にその理由と作業内容を書面にて本市に提出すること。
- (13) 施工中に事故が発生した場合、受託者は速やかに初期対応を取るとともに遅滞なく本市に報告すること。
- (14) 施工完了後、本市の負担にて出入口付近に防犯カメラを設置する予定としている。
- (15) この業務により作成した成果の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、すべて本市のものとする。

12 担当部署、問い合わせ先

神戸市経済観光局観光企画課

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

【電話番号】078-984-0361 【FAX番号】078-984-0360

【Eメール】kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp